



浜松市立中学校における 『学校に着ていく服』の考え方

～「生徒一人一人の人権が尊重された安全・安心な学校づくり」を目指して～

2026年9月
浜松市教育委員会

目 次

1 はじめに	2
2 『学校に着ていく服』について	3
3 『学校に着ていく服』の理念と目指す方向性	4
4 『学校に着ていく服』の導入の必要性	5
資料編	6

1 はじめに

子供には、誰からも差別されず幸福を追求し生きる権利、そして自分の意見を社会に表明し、それを尊重される権利があります。

浜松市教育委員会では、2023年6月に「浜松市立中学校における制服のあり方検討委員会」を立ち上げました。そして、制服について議論するなかで、既存の制服にはルールの強制や多様性を認めないなどの人権課題が存在する、ということが確認されました。

具体的には、暑かったり寒かったりする時に自分の感覚に合わせて服を脱いだり着たりするなど調整がしづらいこと、外国にルーツを持つ生徒がその国や民族に基づくアイデンティティを大切にしたい服を着て生活しづらいこと、トランスジェンダーの生徒(※1)が性自認に基づいた服を着られないこと、肌が弱かったり過敏だったりする生徒が自分が痛くない痒くない素材やデザインの服を着られないことなどです。

自分が着る服を自分自身で選択することは、全ての子供の権利です。子供の成長を支える周りの大人たちは、全ての子供が自分が着る服を自分で選ぶことができるよう支援するとともに、その選択を最大限尊重しなければなりません。

こうした議論を踏まえ、この課題を制服という狭い枠で考えるのではなく、『学校に着ていく服(※2)』という新たな定義を設定し、人権を土台として服装の選択肢を広げることとしました。そして、各学校の『学校に着ていく服』の運用方針を生徒自身が考え、それを教職員、保護者、地域、事業者、教育委員会が一体となって支援していくことが大切であるという結論に至り、検討委員会の名称を「『学校に着ていく服』のあり方検討委員会」へと変更しました。

生徒自身が人権や多様性を尊重されながら、学校という場での時間や場面に応じた服装について考え議論することは、これから社会に出ていく生徒たちにとって必要な経験であり、主体性を育むことにもつながると考えます。

『学校に着ていく服』を選択することは、子供の権利です。児童生徒に関わる全ての人たちが「『学校に着ていく服』の考え方」を正しく理解し、一人一人の主体的な選択を支えることを目指します。

※1 出生時に割り当てられた性別と性自認や生活している性別が違う生徒

※2 『学校に着ていく服』の定義は、3ページを参照

2 『学校に着ていく服』について

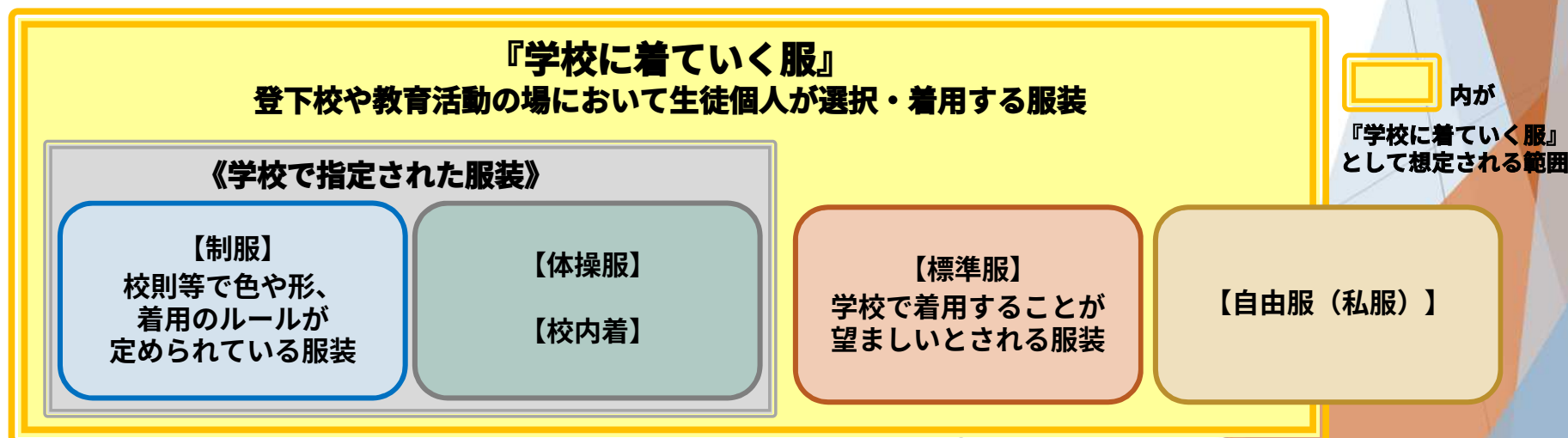
(1) 用語の定義

「『学校に着ていく服』の考え方」では、以下のように用語を定義します。ただし、法令や公的文書、固有名詞を引用・参照している箇所においては、各引用元の意味合いで使用しています。

- ①子 供 … 市内に居住、通学、通勤する18歳未満の人
- ②大 人 … 子供に関わる18歳以上の人
- ③生 徒 … 市立中学校に在籍する人
- ④児 童 … 市立小学校に在籍する4年生以上の人
- ⑤教職員 … 市立小中学校に勤務する人
- ⑥保護者 … 児童生徒の親、その他親に代わり児童生徒を養育する人
- ⑦事業者 … 市立中学校の制服を製造・販売する企業・店舗
- ⑧地 域 … 児童生徒に関わる全ての人・団体(教職員、保護者、事業者を除く)
- ⑨教育委員会… 市立小中学校を所管する浜松市教育委員会

(2) 『学校に着ていく服』とは

『学校に着ていく服』は、登下校や教育活動の場において、生徒個人が選択・着用する服装と定義しました。制服や体操服、校衣着といった学校で指定された服装、学校で着用することが望ましいとされる標準服、自由服（私服）などが、『学校に着ていく服』として想定されます。



3 『学校に着ていく服』の理念と目指す方向性

理念

全ての生徒が安心できる『学校に着ていく服』の実現

目指す方向性

- ①『学校に着ていく服』によって、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服の選択肢を増やします。
- ②『学校に着ていく服』の各学校における運用方針を生徒主体で検討します。
- ③『学校に着ていく服』は、生徒個人が選択するものであり、他の人から強制されたり、阻害されたりしません。
- ④子供の成長を支える大人は、生徒一人一人の『学校に着ていく服』の選択に寄り添い、支援します。
- ⑤『学校に着ていく服』を通して、自分がかげがえのない個人であること、他の人も大切な個人であることを実感できるようにします。

『学校に来ていく服』の理念と目指す方向性の実現を目指すことが、

「生徒一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な学校づくり」にもつながると考えています。

4 『学校に着ていく服』の導入の必要性

(1) 子供の人権と多様性の尊重

「今日着る服を自分自身で選択する」ということは、全ての子供が持つ権利です。そして、その選択において、全ての子供が多様であることを前提として尊重されなければなりません。

日本国憲法の第13条では、幸福追求権を保障しており、その権利には個人の自由な自己決定が含まれます。また、「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」などの法令等(※3)では、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が位置付けられています。

学校で着用する服装においても、憲法や法令等に基づく対応が求められています。

(2) 制服に対するニーズへの対応

児童生徒、その保護者にアンケート調査を行った結果(※4)、制服の良い面を感じている人がいる一方で、価格や機能性、多様性など、様々な面で改善を求めていること、そして、児童生徒や保護者の悩みや不安の中には、制服をやめる・変えるということだけでは解決できないものがあることが分かりました。

こうした制服に対する児童生徒や保護者のニーズを受け止め、真摯に対応していく必要があります。

(3) 保護者の経済的な負担軽減

制服一式を新調すると4万円以上かかることもあり、保護者にとって大きな負担となっています。アンケート調査の「制服の悪い点」を問う項目でも、保護者は「制服の値段が高い」という回答が一番多い状況でした。

制服の価格高騰は全国的な課題であり、文部科学省や公正取引委員会からは、制服の選定や見直しを行う際に保護者の意見を聴取すること、制服の販売価格低減につながる取組を進めることが通知(※5)されています。

『学校に着ていく服』の運用方針を考える上では、保護者の経済的な負担軽減が図られるかという視点も重要となります。

※3 子供の権利に関連する法令等は、7～9ページを参照

※4 制服に関するアンケート調査結果概要は、12～15ページを参照

※5 文部科学省・公正取引委員会の通知等は、10～11ページを参照

資料編

1 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童の権利に関する条約
（日本ユニセフ協会HP）



- 子供の基本的人権を国際的に保障するために定められたもの。
- 日本は平成2年にこの条約に署名、平成6年に批准、効力が生じている。
- 18歳未満の全ての者を権利の主体として位置付け、大人と同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めている。
- 条約に定められた4つの原則は、あらゆる子供の権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切であるとされている。

《児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則》 ※日本ユニセフ協会HPより抜粋

【生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）】

- すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

【子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）】

- 子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

【子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）】

- 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

【差別の禁止（差別のないこと）】

- すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 こども基本法（2023年4月施行）

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもや若者が将来にわたって自分らしく幸せな生活ができる社会を実現するために定められた法律。
- 6つの基本理念に基づき、国や地方自治体がこどもや若者の意見を聞きながら「こども施策（こどもや若者に関する取組）」を実施する。

《6つの基本理念》 ※こども家庭庁パンフレットより抜粋

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
3. 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
4. すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

こども基本法
（こども家庭庁HP）



3 生徒指導提要（改訂版）

ア 児童生徒の権利の理解

- 生徒指導を実施する上で、児童の権利に関する条約の4つの原則を理解しておくことが不可欠である。
- 安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、児童の権利に関する条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言える。
- こども基本法の目的、基本理念等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められる。

イ 校則の運用・見直し

- 校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要である。
- 校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

生徒指導提要《改定版》
(文部科学省HP)



4 学校における通学用服等の学用品等の適切な取扱いについて（文部科学省）

ア 保護者の負担軽減について

- 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。
- 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

イ 通学用服の選定等について

- 学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。
- 教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

学校における補助教材及び
学用品等に係る保護者等の
負担軽減について（通知）
（文部科学省HP）



5 制服の販売価格低減につながる取組（公正取引委員会）

ア 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書（2017年11月公表）

- 制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、コンペ等の方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- 指定販売店を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、より好ましい取引環境を作り出すこととなるため、参入希望を受け入れるなどにより指定販売店を増やすこと
- 制服の販売価格への関与する場合には、
 - コンペ等において制服メーカーに求める提示価格を卸売価格にすること
 - コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売額を提示できることを定めること
 - コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望すること

イ 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（2023年10月公表）

- 制服メーカー間及び販売店等の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書の提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効。
- 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要。
- 学校制服以外の学用品についても、販売店やメーカーを指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

公立中学校における制服の
取引実態に関する調査について
（公正取引委員会HP）



学校制服の取引実態に関する
事後検証報告書について
（公正取引委員会HP）



6 2023年度 制服に関するアンケート調査 結果概要

《調査期間》 2023年9月15日～10月16日

《回答者数》 市立小学校児童 : 19,904人(95.8%)
市立中学校生徒 : 16,708人(83.2%)
対象児童生徒保護者 : 23,095人(56.5%)

制服に関するアンケート
調査報告書
(浜松市公式HP)

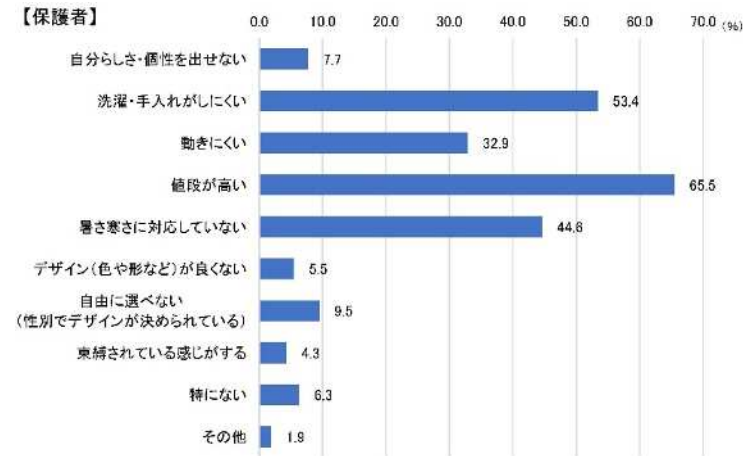


問：あなたが思う「制服の良い点」について（3つまで選択可）



- ◆ 中学生は「中学生らしく見える」が最も多く、次いで「毎日着る服に悩まなくていい」となっています。
- ◆ 保護者は「毎日着る服に悩まなくていい」が最も多く、次いで「服で人との差が出ない」となっています。

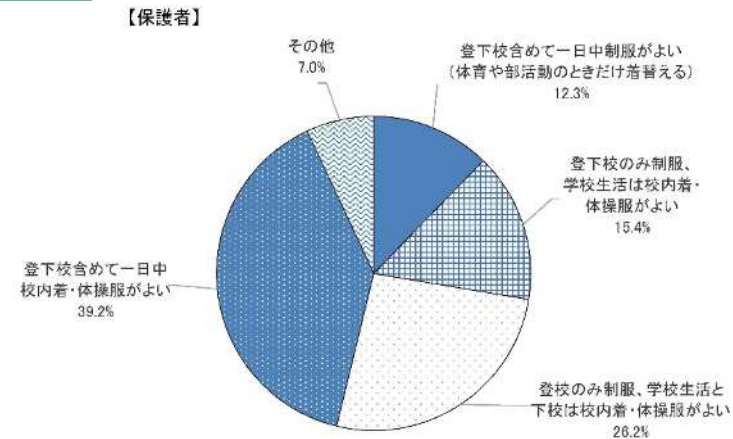
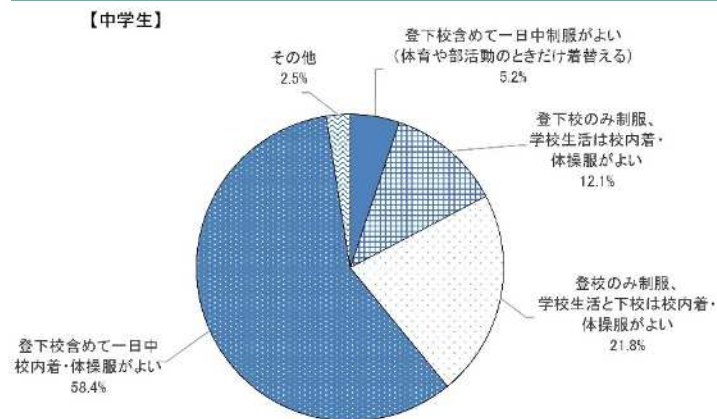
問：あなたが思う「制服の悪い点」について（3つまで選択可）



◆ 中学生は「動きにくい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応していない」となっています。

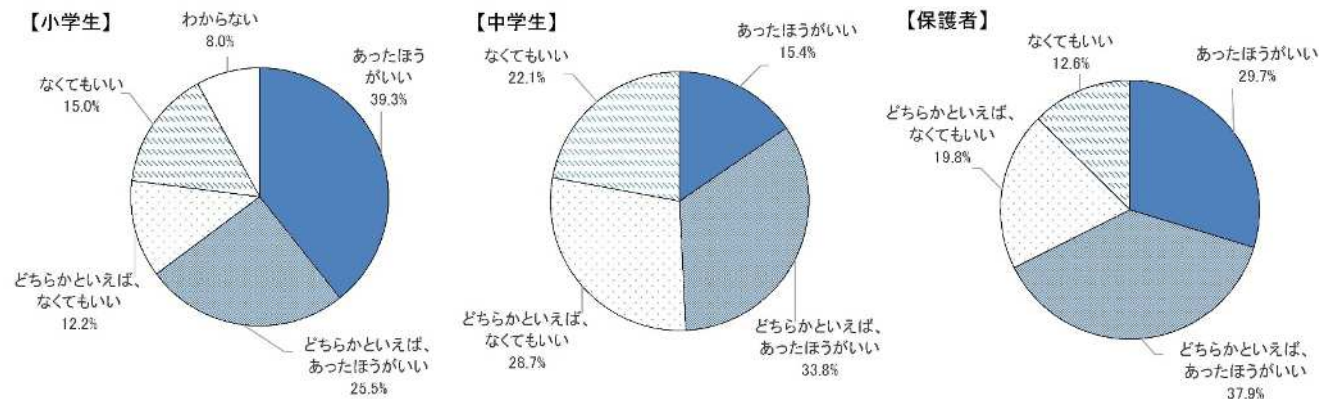
◆ 保護者は「値段が高い」が最も多く、次いで「洗濯・手入れがしにくい」となっています。

問：制服の着用についてどう思うか



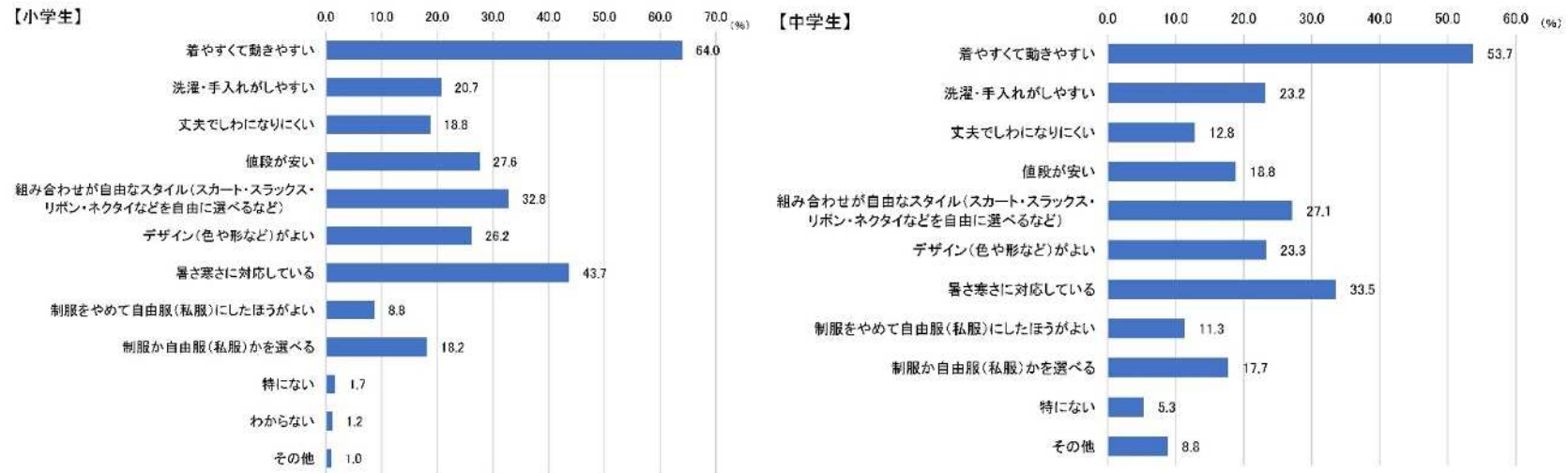
◆ 中学生と保護者ともに、「登下校を含めて一日中校内外着・体操服がよい」が最も多くなっています。

問：中学校の制服についてどう思うか



◆ 肯定的な回答割合（あつたほうがいい、どちらかといえばあつたほうがいい）が、小学生と保護者は約6割となっていますが、中学生は約5割となっています。

問：どんな制服を着たいと思うか



◆ 小学生と中学生ともに、「着やすく動きやすい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応している」となっています。

問：子供にどんな制服を着させたいと思うか



◆ 保護者では、「洗濯・手入れがしやすい」が最も多く、次いで「着やすく動きやすい」となっています。また、「値段が安い」が4割を超えています。

問：制服について思うこと、困っていること、考えていること《自由意見》

※他の設問の回答と関連しない意見から抜粋

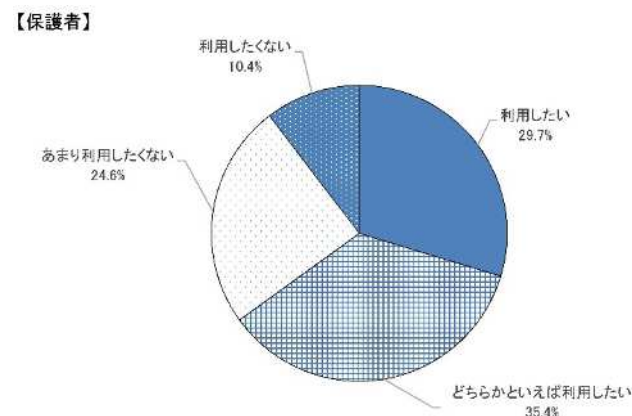
【小学生】意見数 3,357 件

- ・ 制服は太って見えると言っていたので、いじめられそうなところが不安
- ・ 義務教育なので無償で配ってほしい
- ・ 3年間同じ服を着るなんていやだ
- ・ あまりスカートを着ていないから少し恥ずかしい
- ・ もっと制服や髪型の校則を自由にしてほしい
- ・ 制服でも私服でも人の服装について何か言うのはやめてほしい
- ・ 女子は女子の制服、男子は男子の制服という考え方が間違っていると思う
- ・ 制服は中学生や高校生だけではなく、小学生にもあっていいと思う
- ・ 制服も女子はスラックスでもスカートでも良いという動きになっているが、男子がスカートというのはあまり聞かない。女子はたくさん選択肢があるのに、男子は少ないというのはおかしいと思う
- ・ 制服を着る意味について知りたい。みんな同じで服で個性を無くす意味が分からない
- ・ 男子用の制服を女子が着ていることや、女子用の制服を男子が着ていることを差別しないでほしい

【中学生】意見数 3,595 件

- ・ 「制服を着なければならぬ」ではなく「自分自身で決める」ことが大切だと思う
- ・ 男女で制服に差ができていくのはジェンダーレスの今の時代に適していない
- ・ 転校を考えたときに買っておかなければいけないので、私服や制服の統一をはかったほうが良い
- ・ 制服を着させたいなら、着る意味についてちゃんと説明したほうが良いと思う
- ・ 学校で制服を脱ぐと日によっては置いておく場所がない
- ・ 制服は統一感が出るが、男女デザインが違うことによって身体は男性でも心は女性という人は苦しいのではないかな
- ・ 制服は着なくていいと思うが、制服を着たいという意見が多数だった場合には、着ても着なくても良いという形をとってほしい
- ・ 制服はいらないが、学校の中でおしゃれをするのは面倒なので、校内服はあったほうが良い
- ・ 制服は学生らしいし、人生のなかでも制服を着ることは貴重な経験だと思う。着る手間や気温などに対応した制服になれば良い
- ・ 制服は日本の文化でもあるのでなくすのはもったいない。月に一度私服で着ても良い日など決めることでモチベーションが上がる子がいると思う

問：制服のリユース(再利用)を再利用したいと思うか



◆ 利用を希望する保護者（利用したい、どちらかといえば利用したいと回答）が65.1%となっています。

【保護者】意見数 6,028 件

- ・ 子供は制服を着ることを楽しみにしている。朝の着替えでモチベーションが上がったり、気持ちの切り替えに役立っていると思う
- ・ 安くでもすぐにダメになるものは、かえって経済的によくない。制服＝経済的負担が大きいという風潮や報道もどうかと思う
- ・ 今の子供は「TPOを考慮して服装を選ぶ」ということが減ってきたように思う。各種儀礼や校外での活動などで「その場に合わせる意識」を持つためにも、制服はあったほうが良いのではないかなと思い直した
- ・ 制服に限らず持ち物等なんでもみな同じもので揃えるのは日本の古き悪しき習慣だと思う。個性・多様性を認めてもっと子供たちに選択の自由をもたせてほしい
- ・ 制服でも私服でも体操服でも、他者の学びを尊重できる衣服であれば、自分の着たいものを着て社会に貢献できる生きる力を学ぶことが大切だと考える
- ・ 制服着用が決まりがあるのなら、体育や掃除以外はなぜ制服ではないのか疑問である
- ・ 「制服を着れば他の子と差異がなくなるから生きやすい」というのはよく聞か、子供によって感じ方は異なると思う。だから「選べること」がとても大事である
- ・ 学校で体操服に着替える理由が分からない。着る機会が少なく非経済的である
- ・ 制服があるのであれば、授業中は基本的に制服で過ごすのが良いと思う。そのために毎日着る制服がもっと安価で洗い替えを用意しやすいこと、家庭で洗濯がしやすいことが必須
- ・ 服装を統一することは、各家庭の経済状況等を明るみにしないという観点からはとてもいいと思う
- ・ 制服を着なければならぬなら中学校へ行きたくないと言っている。制服が強制でなくなるなど、一つでも学校へ行くことの負担がなくなればと思う
- ・ 私服になった場合、洋服で競い合ったり、貧富の差が出てしまったりすることは問題であり、いじめの原因になる可能性は大きいと思う

浜松市立中学校における『学校に着ていく服』の考え方

2026年9月

浜松市教育委員会 教育総務課

浜松市中央区中央1丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階

電話 053-457-2401

E-mail k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp